

こどもの医療費を助成します

こどもが、病院にかかったときに支払う保険診療費の自己負担金の一部を助成します。

資格発生日（出生日・転入日等）の翌日から14日以内に子ども医療費受給資格の申請をしてください。

《対象年齢》

0歳～中学生まで

※15歳到達後最初の3月31日まで

《申請時期》

資格発生日（出生日・転入日など）の翌日から数えて
14日以内に申請をしてください。（窓口又は電子申請）
14日を過ぎると、資格発生日からの認定ができません。

《助成の条件》

- ・こどもが福山市に住所を有すること。
- ・こどもが健康保険に加入していること。
- ・こどもが「ひとり親家庭等医療費」や生活保護を受けていないこと。



←こちらから
電子申請が
できます。

《一部負担金》

保険診療費自己負担金のうち、1医療機関において1か月あたり通院は4日、入院は14日まで、1日500円（500円未満はその金額）をお支払いください。それ以降は、同じ医療機関ではその月において無料です。日数計算は入院と通院、医科と歯科を別々に行います。また、院外薬局では無料です。

● 注意事項

- ・保険診療費でないもの（乳児健診・予防接種・入院時の食事代及び室料差額・新生児保育管理料など）は子ども医療費助成の対象外です。
- ・院外処方箋の保険薬局及び治療用装具（治療のために必要な眼鏡・コルセットなど）については、一部負担金はありません。（ただし、薬の容器代、消費税など、子ども医療費助成の対象外になるものがあります。）

区 分	一部負担金（窓口で一部負担金をお支払いいただく日数）	その他
保険医療機関	1日500円（通院は月4日まで、入院は月14日まで）	※保険診療にかかる医療費の自己負担額（2割又は3割）が500円に満たないときは、その額が支払額です。
同じ医療機関における複数診療科の受診の場合	医科診療で1日500円 （通院は月4日まで、入院は月14日まで）	
	歯科診療で1日500円 （通院は月4日まで、入院は月14日まで）	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに1日500円（月4日まで）	
柔道整復・はり・灸・あん摩・マッサージ	施術所ごとに1日500円（月4日まで） ※はり・灸・あん摩・マッサージについてはあらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要	

《受給資格の申請に必要なもの》 ※すべての書類が揃っていない場合でも、必ず期限内に手続きをしてください。

- こどもの健康保険の情報を証明するものとマイナンバーが分かるもの
※健康保険の情報とは、「保険者番号・記号・番号・枝番・被保険者名・保険加入日」です。
（証明するものの例：保険者が発行した資格確認書）
- 申請者（保護者）の本人確認書類（顔写真のついたものは1点、顔写真のないものは2点以上）
- 申請者（保護者）とその配偶者のマイナンバーが分かるもの
- 未就学のこどもの保護者が所得判定年度の1月1日の住所が福山市外にあり、マイナンバーを利用しての地方税関係情報の調査に同意しない場合は、当該住所の所在地での所得課税証明書又は課税台帳記載事項証明書の原本（※所得・扶養の人数・各種控除額の記載のあるものが必ず必要です。）

《受給者証の更新》

受給者証は、こどもの小学校就学前までは、年齢毎に更新があり、有効期限の切れる月の月末までに「新しい受給者証」を郵送します。更新手続きは原則不要ですが、手続きが必要な方には個別に案内を送ります。

就学後については、6歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの受給者証を交付します。

《医療費の払戻し申請(医療費支給申請)》

子ども医療費受給資格のあるこどもが、県外の医療機関で受診したときや、受給者証を提示しないで受診したとき(受給者証が届く前に受診した、受給者証を忘れて受診したなど)は、保険の自己負担分を窓口で一旦支払うこととなりますが、支払った額と一部負担金との差額があれば、後日、市役所へ申請すると払戻しを受けることができます。

● 申請の時期

受診された日の翌月以降に、みらい世代育成課又は各支所・分所・分室で申請してください。

※ 一部負担金の日数計算が必要なため、1か月分まとめての申請をお願いします。

※ 郵送での申請はできません。

※ 請求期限は支払いの翌日から5年以内です。

● 申請に必要なもの

- ① 子ども医療費受給者証
- ② こどもの健康保険の情報を証明するもの
- ③ 通帳又はキャッシュカード
- ④ 印かん(認印可)
- ⑤ 領収書(原本)

・領収書は、こどもの名前・受診日・保険点数(総医療費と保険負担割合でも可)・領収額が記入されているものに限ります。「請求書兼領収書」は領収印が必要です。

・領収書は月単位でまとめてお持ちください。

- ⑥ 本人確認書類

● 注意事項

- ・保険診療費でないもの(乳児健診・予防接種・入院時の食事代及び室料差額・新生児保育管理料など)は払戻しの対象外です。
- ・保険の資格が認定されるまでの間に全額を自己負担された場合で、医療機関からの払戻しを受けられないときや治療用装具を作った場合、高額療養費の支給を受ける場合等は、先に、ご加入の健康保険に療養費等の支給申請をし、給付金の支給後に子ども医療費の払戻し申請をしてください。その場合、上記の「●申請に必要なもの」に加えて、保険者が発行する支給決定通知書等が必要です。

《他の医療制度の優先利用について》

国の公費負担制度の受給者証など(「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「自立支援医療受給者証(育成医療)」など)をお持ちの方は、対象となる医療を受診される際に、「該当する制度の受給者証」と「マイナ保険証又は資格確認書」と「子ども医療費受給者証」を合わせて提示してください。

【申請・問合せ先】

福山市みらい世代育成課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 Tel 084-928-1070

松永保健福祉課 Tel 084-930-0410

北部保健福祉課 Tel 084-976-8803

東部保健福祉課 Tel 084-940-2572

神辺保健福祉課 Tel 084-962-5005

内海支所 Tel 084-986-3111

新市支所 Tel 0847-52-5515

沼隈支所 Tel 084-980-7704

鞆、芦田、加茂、水呑、熊野、山野の各支所(分室・分所)